

橿原市特別職の報酬額等について（答申）

1 はじめに

橿原市特別職報酬等審議会は、橿原市執行機関の附属機関に関する条例第2条の規定に基づき、市長から議会議員及び行政委員の報酬並びに常勤の特別職の職員の給料の額について諮問を受け、平成25年10月24日から計3回にわたり審議を行った。

平成22年10月の前回審議会の答申以後、政権交代による経済再生政策が功を奏したのか、デフレ脱却等日本を取り巻く状況は改善傾向と一応認められるとはいえ、少子高齢化による税収入の低迷や社会保障関係費の増大等、社会経済情勢は依然厳しい状況である。その中で、人事院給与勧告、市の財政状況も踏まえ、県内各市及び奈良県並びに類似団体84市（Ⅲ-1）から抜粋した29市の特別職の報酬等の状況など、本市の特別職の報酬等に関連する諸事情について広範な角度から審議を行った。

委嘱を受けた委員は、市民各層の代表であることを深く認識し、公平、中立の立場を堅持し、自由闊達な意見交換を行い、審議を進めた。

2 経緯

平成22年10月の答申からすでに3年が経過した。今回は特別職の報酬、給料等と合わせて、行政委員の報酬について意見が提示された。今般は滋賀県の行政委員の報酬に対する行政裁判から端を発した日額化への動きも平成23年12月に最高裁において滋賀県勝訴の判決を受け、月額制も認められたことから、より行政委員会の職務や役割に応じた報酬制度を見極める時期に来ているとみられる。一方、景気高揚感はあるものの税収の低迷等橿原市を取り巻く状況は依然厳しい中、特別職の報酬、給料等に対する市民の関心は高いことから今回見直すべきかどうか審議を行った。

3 議論

（1）市長、副市長及び教育長の給料について

まず、橿原市を取り巻く状況から市長等の常勤の特別職の給料は自主的カットがなされているが、審議する給料はカット前の条例本則の給料月額であることを確認し、審議に入った。

市長等の常勤の特別職の給料に関して近年は、人事院給与勧告の率を参考に社会情勢を考慮し引き下げられてきたが、今回は特別職が本市のリーダーという位置付けから一般職の職員の給与カットの状況を鑑みて引き下げが実施された。

今般の審議において、市の財政状況は改善傾向にあるとはいえ、依然厳しい状況であること等から、類似団体から抜粋した29市の平均まで下げるべきとの厳しい意見も出された。ただ、前回引き下げられていることや、特別職の給与が県内及び類似団体の各市と比較して

も特に高額とは言えないことに加え、消防組織が奈良市、生駒市を除いて統合されることから県内第2の都市として益々発展していかなければならない重責を担っている状況を考慮する必要もある。よって本市のトップとして市長等にはリーダーシップを遺憾なく発揮してもらいたいとの期待もあることから、今般は特別職の給与について減額することは好ましくない、即ち現状維持との意見が多数を占めた。

(2) 議会議員の報酬について

議会議員の報酬は、これまで市長等の給料と同じように推移してきた。しかし、市長等の常勤の特別職と比較すると勤務実績等が見えにくいことや各市の報酬額の平均と比較した場合、高額であるとの意見もあった。しかし、現在の報酬水準は県内各市と比較して突出して高いとは言えないことや、議員定数の削減などの議会改革の推進等の業績を評価する必要もあり、本市の議会議員の報酬額は一概に高いとも言えない。ただ今後においてさらに議会改革を進める必要から、議員定数と合わせた総合的な見直しが必要ではないかとの意見があった。

以上のことから、市民の期待を込めて議会議員の報酬はこれに据え置くことが適当であるとの意見が多数を占めた。

(3) 行政委員の報酬について

月額制から日額制へ移行してから3年が経過し、日額制への移行により報酬額が増額している委員会があることや実働時間の積み上げによる事務負担の増大、委員会毎の業務の継続性や特殊性の報酬への反映の問題など色々な歪みが見えてきた。地方自治法203条の規定から原則日額制を堅持しつつ、一定のルールでの月額制の採用や奈良県をはじめ他市でも採用している月額日額併用制の採用等について議論を行った。

まず、大きく報酬が増加した教育委員長については、前回は日額制への移行は行財政改革の一環という側面も考慮し、調整しなければならないとの意見が出た。ところで、行政委員については職務職責がこれまでとそんなに変わっていないこと、市長及び議会議員を含む特別職の報酬等については前回の答申額を据え置く方向であること、県内及び類似団体の各市と比較し、総合的に判断することが適当との意見に至った。これは監査委員の識見を有する者のうちから選ばれた監査委員、農業委員会の会長及び小委員会委員も同様とみることができる。

なお、農業委員会の委員、教育委員会の委員については、業務の継続性や特殊性を考慮する必要があるので月額日額併用制の採用が適当である。報酬額については、以前に採用していた月額と現在支給している日額を考慮し、実情にあった手法が必要である。例えば、月額報酬の3分の1を月額とし、現在の日額の3分の2を活動した報酬の日額とするという方法が提示された。

その他の行政委員の報酬については、これまでどおり日額とすることが妥当と考える。ただ報酬額については、国の委員、顧問、参与等の手当額が前回より約0.6%引き下げられていることから、原則として、同様に引き下げることが適当である。

4 結 論

(1) 市長、副市長及び教育長の給料の額並びに議会議員の報酬の額について

市長、副市長及び教育長の給料の額並びに議会議員の報酬の額については、次のとおり、
現行の額で据え置くことが妥当と考える。

市 長	月 額	9 5 4, 0 0 0 円
副市長	月 額	7 7 5, 0 0 0 円
教育長	月 額	6 4 8, 0 0 0 円
議 長	月 額	6 2 2, 0 0 0 円
副議長	月 額	5 5 6, 0 0 0 円
議 員	月 額	5 0 9, 0 0 0 円

(2) 行政委員会の報酬等の額について

これまでの議論を踏まえた意見集約の結果、次のとおりとすることが適当である。なお、
早急に関係条例を改正することが望ましいと考える。

○教育委員会

委員長	月 額	1 1 0, 0 0 0 円
委 員	月 額	2 8, 0 0 0 円
	日 額 (併用)	1 7, 2 0 0 円

○選挙管理委員会

委員長	日 額	1 7, 0 0 0 円
委 員	日 額	1 3, 1 0 0 円

○公平委員会

委員長	日 額	1 2, 9 0 0 円
委 員	日 額	1 1, 9 0 0 円

○監査委員

識見を有する者のうちから 選任された監査委員	月 額	1 1 6, 0 0 0 円
議会の議員のうちから 選任された監査委員	日 額	1 7, 5 0 0 円

○農業委員会

会 長	月 額	5 6, 0 0 0 円
小委員会委員	月 額	4 9, 0 0 0 円
委 員	月 額	1 4, 0 0 0 円
	日 額 (併用)	1 0, 0 0 0 円

○固定資産評価審査

委員会委員	日 額	1 2, 9 0 0 円
-------	-----	--------------

5 付帯意見

本答申において、市長、副市長及び教育長の給料については、更なる市民サービス向上への期待、議会議員の報酬については定数削減も含めた更なる議会改革に取り組んで欲しいという市民の期待感から現状維持となった。また、行政委員会の委員においては、司法の判断も踏まえ、その報酬については現状維持をベースに職責及び職務内容の実情に沿う手法を採用されたいとの意見が提示された。今後、常勤及び非常勤の特別職並びに議会議員におかれては、その職責の重大性を認識し、益々の行財政改革を進めていただき、更なる檀原市の発展と市民福祉の向上のために全力で取り組んでいただくことを切望する。